

2024年2月26日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機 運転上の制限の逸脱について

敦賀発電所2号機は第18回定期検査中において、2月26日17時27分頃、原子炉補機冷却海水系B系のマンホールフランジ部のボルトをゆるめるべきところ、誤ってA系のマンホールフランジ部（以下、「当該フランジ部」という。）のボルトをゆるめたことから、当該フランジ部からの海水の漏れを確認しました。

当該フランジ部を点検する必要があることから、Aディーゼル発電機の冷却水として必要な原子炉補機冷却海水系A系を停止するため、Aディーゼル発電機を待機除外としました。現在、Bディーゼル発電機は点検中のため待機除外となっていることから、同日19時11分に保安規定の運転上の制限[※]を満足していない状態にあると判断しました。

今後、当該フランジ部を速やかに点検、復旧するとともに、Aディーゼル発電機を運転上の制限を満足する状態に復帰してまいります。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。

※：保安規定で定める運転上の制限とは、この範囲内で運転していれば十分に安全を確保できる設備の機能的能力又は性能水準を示したものです。運転上の制限を満足していない状態（運転上の制限を逸脱）になりましたが、直ちに安全上の重大な問題を生じていることを意味するものではありません。

保安規定第273条では、モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備が動作可能であることを規定しています。

（ディーゼル発電機—モード1，2，3及び4以外—）

第273条 モード1，2，3及び4以外において，ディーゼル発電機は，表273-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 発電長（2号炉担当）は，モード1，2，3及び4以外において，1ヶ月に1回，ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。

i. ディーゼル発電機を待機状態から始動し，無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V及び周波数が 60 ± 3 Hzであることを確認する。

ii. 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

3. 発電長（2号炉担当）は，ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表273-3の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャーによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャーは，同表の措置を講じる。

表273-1

項目	運転上の制限
ディーゼル発電機	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※1※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること ^{※3}

※1：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※2：ディーゼル発電機には，非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は，複数の号炉で共用することができる。

※3：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表273-2

項目	制限値
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	1,118 L 以上

表 273-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. ディーゼル発電機 2 基 及び非常用発電機 1 基 のうち、2 基以上が動 作不能 ^{※4} である場合	A. 1 発電長 (2 号炉担当) 及び炉心・燃料グ ループマネージャーは、照射済燃料の移 動を中止する ^{※5} 。	速やかに
	及び A. 2 発電長 (2 号炉担当) は、1 次冷却材中 のほう素濃度が低下する操作を全て停 止する。	速やかに
	及び A. 3 発電長 (2 号炉担当) は、ディーゼル発 電機 2 基及び非常用発電機 1 基のうち、 少なくとも 2 基を動作可能な状態に復 旧する措置を開始する。	速やかに

※4：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。